

入札保証金について

入札保証金の額は、見積る契約金額（入札金額に消費税を加えた金額）を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上である（沖縄県財務規則第100条）。不足した場合は入札が無効となるので注意すること。

（納付方法）

- ①別紙「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、令和7年11月6日（木）の17：00までに村づくり計画課担当者へ提出する。（FAXで送信する場合は、電話にて受信確認を行うこと。また、後日原本を提出すること。）
- ②村づくり計画課にて納付書を発行するので、受け取り後、指定の金融機関にて入札保証金を令和7年11月10日（月）の15:00までに納付すること。
- ③納付後、金融機関にて受領書を受け取り、入札前までに村づくり計画課担当者へ受領書の写しを提出すること。

（入札保証金の還付及び契約保証金の納付）

- ①落札しなかった場合は、別紙「入札保証金還付請求書」を速やかに用地課担当者へ提出すること。
- ②落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当することができる。充当しない場合は契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。
- ③契約保証金の額は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上である（沖縄県財務規則第101条）。

なお、沖縄県財務規則第101条第2項に基づき、次のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部若しくは一部の納付を免除する。

- ・ 契約の相手方が保証会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- ・ 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

沖縄県農林水産部村づくり計画課 担当：杉浦、玉城 TEL：098-866-2263 FAX：098-869-0557
--

入札保証金納付書発行依頼書

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

商号又は名称

印

代表者名

下記の一般競争入札へ参加のため、入札保証金を納付したいので納付書の発行をお願いします。

記

件名 業務用自動車賃貸借契約

入札保証金額 _____

※金額の記入は、算用数字を使用して鮮明に記載し、頭に「¥」を記入して下さい。

入札保証金還付請求書

件名 業務用自動車賃貸借契約

請求金額 _____

上記に係る入札保証金の還付を請求します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

沖縄県知事 殿

(口座振込先)
金融機関名
預金種類
口座番号
口座名義人